

予防接種を受ける方へ

予防接種を受ける際には、保護者の同伴が原則です。

保護者とは、親権を行う者又は後見人をいいます。

(予防接種法第2条第7項)

原則、保護者の同伴が必要ですが、やむを得ず保護者の同伴ができないときは、以下の場合に限り接種できます。

保護者以外の方（代理人）が同伴する場合

- 保護者からの「予防接種委任状」があれば、認められます。
- 祖父母等が同伴する場合は「予防接種委任状」が必要となりますので、ご注意ください。
- 「予防接種委任状」は予防接種の当日までに、保護者本人および代理人がそれぞれ署名し、接種日当日に代理人が医療機関へ提出してください。
- 「予防接種委任状」は1人1回の接種に対し、1枚が必要となります。
- 医師の診察・説明を受けた後、接種に同意する場合は、予診票の保護者自署欄（同意書）に代理人の方が署名をすることになります。

委任状は湖東記念病院の受付でお渡しできるほか ホームページよりダウンロードできます。

